令和５年度小規模保育事業指導監査実施計画

１．基本方針

小規模保育事業施設において、「児童福祉法」（及び「大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、市基準条例）」等の規定にもとに実施されているかどうかを調査し、改善の必要がある場合には指導・助言をし適正かつ円滑な事業の運営の確保を目的として実施する。

２．指導監査の重点事項

（１）施設の適正な運営の確保

◆施設の運営に必要な規定が適正に整備されているか。また、法改正等基づいた必要な改定が適宜行われているか。
◆職員等の給与は就業規則や給与規定等、適正な手続きを経た根拠に基づき、勤務実態に即して支給されているか。

（２）職員配置の確認

◆市基準条例第２９条に定める基準を満たす職員が雇用されており、開所、閉所時間帯における職員が配置されているか確認する。
重要事項説明書の策定状況の確認
◆重要事項説明（運営規程等の概要を記載した文書）について、保護者に対する説明や同意を得ているか確認する。

（３）安全に関する事項についての計画(安全計画）の確認

◆火災・風水害・土砂災害・地震及び不審者等、想定されるあらゆる災害に対処するための非常時対応マニュアルやガイドラインが整備されているか確認する。
◆園内外での園児の安全確保に関する取組のマニュアルなど安全計画が整備されているか確認する。